

**神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正案に関する
提出意見及びこれに対する県の考え方**

1 意見募集結果の概要

(1) 意見内容の概要

意見提出件数 1人(1件)

区分	延べ件数
1 改正内容に関する意見	1件
2 その他	0件
合計	1件

(2) 県の考え方の概要

区分	延べ件数
A 指針に反映する意見	0件
B 意見の趣旨が既に反映されている意見	0件
C 今後の参考とする意見	0件
D 指針に反映できない意見	1件
E その他	0件
合計	1件

2 提出意見及びこれに対する県の考え方

整理 番号	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
1	1	条文内での記述が非常に曖昧であり、数値化された判断が全くできない。事業者、公的機関ともに負担が増して、悪質な業者が巧妙化するだけの改正だと思う。 そもそも物価高騰に現行の制度が全く対応できておらず良心的な介護福祉事業者ほど常に破綻の危機にさらされている状態である。高齢者で資産が潤沢なものほど高級な施	D	本改正内容は、厚生労働省による「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」の改正内容を反映させたものですが、いただいた御意見の趣旨に関しては、厚生労働省等の国において必要な整理及び措置がなされるべきであると考えするため、国の動向を注視しつつ適宜必要な対応を検討してまいります。

		設に安定して居住するため流動性がなく、またリテラシーも高いため、事業者はそれ以外の居住者を求めてコスト増→値上げ→利用者減→集客コスト増→値上げの負のスパイラルにはまり込む状態である。 また、「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」も介護事業所側の目線では全く機能しておらず、介護事業所側の料金設定も複雑なものが多いため、悪質な紹介業者が参入する隙を与えてしまっている。 居住用賃貸不動産の仲介料と同様に、「1 か月分の家賃の最大2 か月分（ただし入居者と介護事業所で半分ずつ）」か、「入居金の3 %まで」（いずれも消費税別）など、計算式で誰でも判断できる基準にすべきだと思う。		
--	--	---	--	--